

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

2020年6月 (Vol.21)

エネルギー供給強靱化法による再エネ特措法の改正

- I. はじめに
- II. 改正の全体像
- III. 市場統合とFIP制度の創設
- IV. 系統整備に係る賦課金制度の創設
- V. 廃棄費用の外部積立の原則義務化
- VI. 認定失効期限の設定
- VII. 施行時期
- VIII. その他の重要な制度変更の動向（発電側基本料金制度）
- IX. 結び

森・濱田松本法律事務所
エネルギー・インフラストラクチャー
プラクティスグループ

I. はじめに

2020年6月5日、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）の改正を含む、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（以下「本法律」という。）が成立した。その後、本法律は、同年6月12日に公布されている。

本法律には、主に以下の法律の改正が含まれている。

- ① 電気事業法の改正
 - ・ 災害時の連携強化（送配電事業者に災害時連携計画の策定を義務付け等）
 - ・ 送配電網の強靱化（広域機関によるプッシュ型のネットワーク整備計画の策定等）
 - ・ 災害に強い分散型電力システム（配電事業者、アグリゲーター（特定卸供給事業者）のライセンス創設等）
- ② 再エネ特措法の改正（後述）
- ③ 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（NITE法）の改正
- ④ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（JOGMEC法）の改正
 - ・ 緊急時の発電用燃料調達
 - ・ 燃料等の安定供給の確保に関連する業務の拡大

本稿では、このうち、再エネ特措法の改正を中心に解説し、最後に、再エネに関するその他の重要な制度変更の動向をご紹介します。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

なお、以下においては、本法律による改正後の再エネ特措法を「改正法」といい、改正前の同法を「現行法」という。また、特に断らない限り、参照条文は改正法のもを指す。

II. 改正の全体像

本法律による再エネ特措法の主な改正内容は、以下の5項目である。

- (1) 法律名の変更
- (2) 市場統合と FIP 制度の創設（下記Ⅲ.）
- (3) 系統整備に係る賦課金制度の創設（下記Ⅳ.）
- (4) 廃棄費用の外部積立の原則義務化（下記Ⅴ.）
- (5) 認定失効期限の設定（下記Ⅵ.）

このうち上記(1)は、再エネ特措法の法律名を、従来の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」から、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に変更するものである。以下では、上記(2)から(5)の改正内容について解説する。

なお、これらの改正内容は、概ね、総合資源エネルギー調査会における以下の小委員会等の取りまとめ内容を基礎としており、改正の概要や趣旨・背景の詳細については、これらの報告書が参考になる。

最近の報告書と改正内容

報告書	(2) FIP 制度	(3) 系統整備 賦課金	(4) 廃棄費 用積立	(5) 認定失 効期限
基本政策分科会再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会中間取りまとめ（2020年2月） ¹ （以下「中間整理（主力電源化）」）	○	○	○	○
基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会中間取りまとめ（2020年2月） ²		○		
省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループの中間整理（2019年12月） ³ （以下「中間整理（廃棄費用）」）			○	

¹ https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/saiene_shuryoku/pdf/report_002.pdf

² https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/report_002.pdf

³ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene/shinene/shin_energy/taiyoko_haikihyo_wg/pdf/201901210_01.pdf

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

Ⅲ. 市場統合と FIP 制度の創設

従来の再生可能エネルギーの固定価格買取（Feed in Tariff=FIT）制度の下では、発電事業者は、電力需給の変動による価格変動リスクや、発電計画の提出やインバランスリスクの負担を免除されていた。これにより投資回収の予測可能性が確保され、需要予測の手間・コストをかけずに発電事業を運営できるため、FIT 制度は、その導入以来、再エネ分野への投資促進や新規参入の拡大に大きな効果を上げてきた。他方、発電事業者は需給変動にかかわらず固定価格で売電できることから、市場価格の高い需要ピーク時に売電量を増やしてより多くの利潤を目指すといったインセンティブは生じず、他方で、再エネを優先的に受け入れるための需給調整を他の電源によって行うことが必要となる等、電力システム全体の効率性の観点からは課題もあった。

改正法は、再生可能エネルギーを、電力市場・電力ビジネスの観点において他の電源と同様の役割・責任を果たし、電力市場の中に統合・一体化された、主力電源と呼ぶにふさわしい電源に成長させることを目指し、競争力ある電源への成長が見込まれる再エネ電源（競争電源）については、他の電源と同様に市場等で取引する仕組みを導入するとともに、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度（Feed in Premium 制度=FIP 制度）を創設することで、導入促進のための投資インセンティブを付与してその成長を促進しつつ、電力システムとしての効率化・コストダウンや再エネ事業の高度化・競争力の強化を実現し、ひいては国民負担の軽減を図るものである。

1. FIP 制度とは

中間整理（主力電源化）では、FIP 制度は、以下のように説明されている。

「FIP 制度は、発電した電気を卸電力取引市場や相対取引で自由に売電させ、そこで得られる市場売電収入に、『あらかじめ定める売電収入の基準となる価格（基準価格（以下「FIP 価格」という。）と市場価格に基づく価格（参照価格）の差額（＝プレミアム）×売電量』の金額を上乗せして交付することで、発電事業者が市場での売電収入に加えてプレミアムによる収入を得ることにより投資インセンティブを確保する仕組みである。」

改正法では、FIP 制度におけるプレミアムを「供給促進交付金」と定義し、FIP 制度を、市場等での取引を行う発電事業者に対し「供給促進交付金の交付」を行う制度という形で規定している。具体的には、改正法 2 条の 2 第 2 項において、対象の発電事業者は、対象の発電設備を「用いて発電した再生可能エネルギー電気を、市場取引等により供給するときは、当該再生可能エネルギー電気の供給に要する費用を当該供給に係る期間にわたり回収するための交付金（以下「供給促進交付金」という。）の交

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

付を受けることができる」と定められている⁴。

2. FIP 制度の対象となる案件

(1) 交付対象区分等

改正法上、FIP 制度の対象となる案件は、「交付対象区分等」と定義されており、いかなる案件が「交付対象区分等」に該当するかは、改正法には定められておらず、経済産業大臣が告示で定めることとされている（2 条の 2 第 1 項、第 5 項）。そして、経済産業大臣が「交付対象区分等」を定める際には、関係する各省庁の大臣のほか、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならず（同条 3 項）、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとされている（同条 4 項）。

この点、中間整理（主力電源化）では、FIP 制度の対象は、「競争力ある電源への成長が見込まれる電源（競争電源）」あるいは「発電コストが着実に低減している電源又は低廉な電源として活用し得る電源」とされ、具体的には「大規模事業用太陽光発電、風力発電 等」と提言されている。もっとも、上記のとおり、正式な決定は調達価格等算定委員会の意見を踏まえて経済産業大臣が行うことになるため、今後実施される同委員会での議論を注視していく必要がある。

なお、国会審議では、「FIP 制度の適用対象となる電源や規模の決定に当たっては、各電源の案件の形成状況やアグリゲーションビジネスの活性化といった市場環境等を踏まえて、調達価格等算定委員会における公開の議論を経て、パブリックコメントを実施して決定をする」との答弁が梶山経済産業大臣からなされている。

(2) 経済産業大臣の認定

改正法上、供給促進交付金の交付を受けることができるのは、「認定事業者」が上記の交付対象区分等に該当する「認定発電設備」により発電した再エネ電気を市場取引等により供給する場合とされている（2 条の 2 第 2 項）。すなわち、従来の FIT 制度と同様、FIP 制度の適用を受けるためには、経済産業大臣より、再生可能エネルギー発電事業計画（以下「発電事業計画」という。）に係る認定（以下「事業計画認定」という。）を受ける必要がある。従って、FIP 制度の対象案件においても、従来の事業計画認定の申請・取得、変更及び取消等（後述する認定失効期限を含む。）に関する法制や運用が同様に適用されることとなると考えられる。

(3) 既認定案件の取扱い

これまでの主力電源化小委員会での議論や国会審議での答弁⁵からして、既に現行

⁴ なお、「市場取引等」とは、卸電力取引市場における売買取引又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者への電力の卸取引と定義されている（2 条の 2 第 1 項）。

⁵ 国会審議では、「既に FIT 認定を受けている事業について、これを強制的な形で FIP 制度に移行し、そのステータスが変わっていくというようなものではない」との答弁が松山資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部長からなされた。

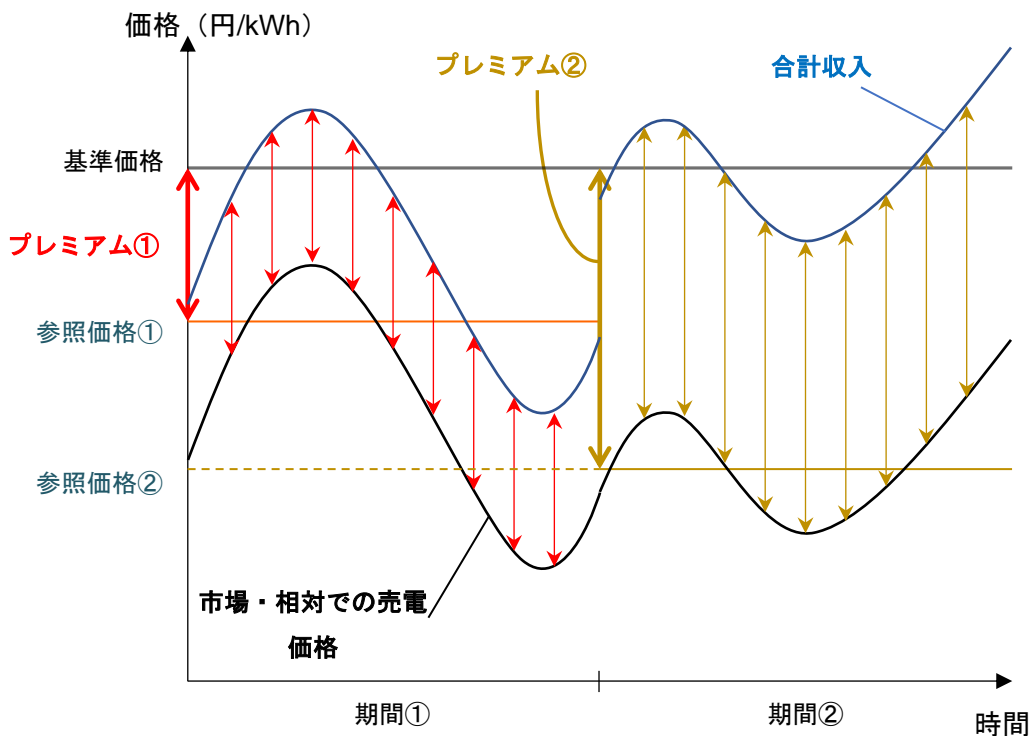
ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

法の下で FIT 認定を受けている大規模事業用太陽光や風力案件等の競争電源は、当然に、引き続き FIT 制度の対象となり、FIP 制度に移行する訳ではないと考えられる。ただし、後述のとおり「特定調達対象区分等」や経過措置の全容は明らかとなっていないため、今後の議論に留意する必要がある。

3. 供給促進交付金

改正法下での FIP 制度において、発電事業者に交付されるプレミアムである「供給促進交付金」は、以下のような仕組みで決定される。

プレミアム（供給促進交付金）のイメージ



(1) 供給促進交付金の額

供給促進交付金の金額は、以下の計算式により算出される金額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定される（2条の4第1項）。

$$\text{「供給促進交付金」} = \text{「供給促進交付金単価」} \times \text{市場取引等により供給した電気の量}$$

そして、上記の「供給促進交付金単価」は、以下の計算式により算定される（同条2項）。なお、仮に参照価格が基準価格を超えた場合でも、供給促進交付金単価はゼロとなり、マイナスとなることはない（2条の4第2項柱書）。

$$\text{「供給促進交付金単価」} = \text{「基準価格」} - \text{参照価格}$$

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

供給促進交付金の額や供給促進交付金単価は「経済産業省令で定める期間ごとに」決定するものとされている。これは、後述のとおり、参照価格が一定期間ごとに市場価格の変動に応じて変更されるためと考えられる。

① 基準価格の決定

「基準価格」は、上記 1. の中間整理（主力電源化）の制度説明における「あらかじめ定める売電収入の基準となる価格」に当たるものである。改正法は、「当該交付対象区分等において再生可能エネルギー電気の供給を安定的に行うことを可能とする当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格」を「基準価格」と定義している（2 条の 3 第 1 項）。FIT 制度における調達価格と同様、基準価格は年度ごとに予め固定の金額として決定され、一度確保された基準価格が変更されるのは例外的な場合に限られるものと考えられる⁶。

基準価格の決定方法は、経済産業大臣が定める方法と入札で決定する方法の 2 種類がある。それぞれの方法は、従来の FIT 制度における調達価格の決定方法とほぼ同様である。

すなわち、前者の場合、経済産業大臣が、関係する各省庁の大臣のほか、調達価格等算定委員会の意見を聴き、かかる調達価格等算定委員会の意見を尊重して、告示にて基準価格を定める（同条 1 項、7 項、8 項）。基準価格は、毎年度定めることが原則であるが、半期ごとに定めることや、複数年度分を一括して定めることも可能とされる（同条 1 項、4 項）。

後者の場合、電力広域的運営推進機関（以下「OCCTO」という。）が行う入札によって基準価格が決定される。入札の対象となる案件は、調達価格等算定委員会の意見を踏まえ経済産業大臣が決定する。

② 参照価格の決定

参照価格は、上記 1. の中間整理（主力電源化）の制度説明における「市場価格に基づく価格」に当たるものである。改正法では、以下の金額と定められている（2 条の 4 第 2 項 2 号）。

「経済産業省令で定める期間中に卸電力取引市場において行われた売買取引における電気の一キロワット時当たりの平均価格を基礎として、当該交付対象区分等ごとの季節又は時間帯による再生可能エネルギー電気の供給の変動その他の事情を勘案し、経済産業省令で定める方法により算定した電気の一キロワット時当たりの額」

参照価格は FIP 制度を特徴づけるものであり、その定め方によって制度の性格が

⁶ ただし、FIT 制度における調達価格と同様、経済事情に著しい変動が生じた場合等には改定が可能とされているため（2 条の 3 第 10 項）、留意を要する。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

大きく左右される。すなわち、参照価格を市場で取引される時間単位（30分単位）で変更する場合（＝完全変動型プレミアム）、収入の安定性が高くなり投資インセンティブは強く確保されるものの、市場価格を意識した行動を促しにくくなる（例えば、発電した電気の全量を常に市場で売電していても、市場価格と基準価格との差額が補填されるようプレミアムが自動的に調整される結果、基準価格を固定価格とするFIT制度の適用があるのと実質的に等しい結果となる。）。一方、参照価格を長期間変更しない場合（＝固定型プレミアム）、収入が予測しにくくなり投資回収の予見性は下がるが、市場価格を意識した発電行動を促せることとなる（例えば、市場価格の上振れ時は固定プレミアムを上乗せすることで基準価格を超える収入が得られる可能性もある一方で、市場価格の下振れ時は固定プレミアムを上乗せしても基準価格に満たない収入しか得られない可能性もあるため、市場価格を意識したうえでリターンの最大化とリスクのヘッジを自助努力で行うことが促される。）。

上記の改正法の規定では、参照価格がどの程度の期間ごとに変更されるかや、最終的にどのように参照価格が決定されるかは「経済産業省令で定める」こととされており、詳細は経済産業省令に委ねられている。この点、改正法の基本精神は、競争力電源や発電コスト低廉な電源につき自律した形で電力市場への統合を図りつつも、再エネの更なる導入拡大のための投資インセンティブを引き続き確保するという点にあり、また、中間整理（主力電源化）においても「…完全変動型プレミアムのメリットと、…固定型プレミアムのメリットの、双方を取り入れる中間型の制度を構築していくことが適当」と提言されていることから、今後は、かかる提言に沿った形で制度設計が行われるものと予想される⁷。

(2) 交付期間

供給促進交付金の交付期間の決定方法は、上記の「基準価格」と同様である。なお、FIT制度における調達期間と同様、交付期間は、電気の供給開始時から供給開始後最初に行われる発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとされている（2条の3第5項）

(3) 交付の方法

供給促進交付金の交付に関する業務はOCCTOが行う（2条の2第3項）。OCCTOは、上記の経済産業省令で定める期間ごとに、各発電事業者に対し交付すべき供給促進交付金の金額を決定し、その金額やその他必要な事項を各発電事業者へ通知す

⁷ 国会審議において、参照価格の改定頻度について質問された松山資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長は、諸外国の事例を挙げつつも、現時点で想定される具体的な頻度については言及することなく、「日中、季節変動がある中で市場価格を通じた行動を誘導しながら、一方で再エネを導入拡大していけるようなもの、こういったものを、審議会でいろいろな方々のお話を聞き、また、ビジネスの実態、ニーズを踏まえながら、しっかりと検討して決めていきたい」と述べるに留まっている。なお、同部長は、参照価格の算定のために市場価格を平均する期間について、2022年度の施行の「前年度のできるだけ早いタイミングで決めていくということを念頭に置いて」と答弁している。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

るものとされている（2条の5第1項）。

4. 市場統合・FIP 制度下の取引の全体像

現行 FIT 制度で売電する場合と、市場に統合され、FIP 制度の下で売電する場合の違いは、以下のとおりである。

FIT 制度と FIP 制度の下での取引形態の比較

	現行 FIT 制度	市場統合+FIP 制度
kWh 価値の取引 (売電価格)	電気事業者による義務的買取 (固定価格)	卸電力取引市場、相対取引 (市場価格+プレミアム)
発電計画の作成・提出 インバランス	免除 (FIT インバランス特例)	負担 (※)
環境価値(非化石価値)	需要家に帰属した上で、賦課 金の納付に伴い、費用負担調 整機関に移転	発電事業者に帰属 (※)

(※) 詳細は、今後の議論による。

(1) kWh 価値の取引 (売電取引)

FIT 制度では、発電事業者は、特定契約締結義務（現行法・改正法 16 条）を通じて、電気事業者に対し再エネ電気の売電をできることが保証されている。

これに対し、FIP 制度では、こうした売電の権利までは保証されておらず、発電事業者は自ら「市場取引等」を行う必要がある（2条の2第1項、2項）。すなわち、FIP 制度で保証されるのは投資インセンティブ確保のためのプレミアム（供給促進交付金）の交付だけであり、基礎収入は市場取引等により発電事業者自身の責任で確保する必要があるということであり、具体的には、自ら又はアグリゲーターを介して卸電力取引市場で取引を行うか、自ら契約先を探して小売電気事業者等との相対取引を行うことが想定されている。

ただし、小売電気事業者との相対契約やアグリゲーターとの契約により kWh 価値を取引している場合においては、小売電気事業者やアグリゲーターが倒産した場合など、発電事業者が一時的に買手を失う場合がある。そこで、改正法では、例外的に、「交付期間中に市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を行うことに支障が生じた場合において、当該支障が認定事業者の責めに帰することができないものとして経済産業省令で定めるものに該当するとき」は、発電事業者は、電気事業者に対し、「一時調達契約」の締結を申し込むことができるとされる（2条の7）。この「一時調達契約」は、一時的な特定契約と言い得るもので、電気事業者には特定契約と同様の締結義務が課されている（16条2項）。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

(2) インバランス

FIT 制度では、再エネ発電事業者は、インバランス特例（発電業者に代わって一般送配電事業者又は小売電気事業者がインバランスリスクを負担する特例措置）によりインバランスコストの負担を免除されてきた。

これに対し、中間整理（主力電源化）では、電力システム全体の調整コスト削減効果を最大限引き出すという政策目的の下、FIP 制度の対象となる再エネ電源の発電事業者にもインバランスの発生を抑制するインセンティブを持たせるべきとの観点から、こうしたインバランス特例は改め、他電源の発電事業者と同様、再エネ発電事業者にもインバランスの負担を負わせることが提言されている。

この点、中間整理（主力電源化）では、「再エネ発電事業者のインバランス負担軽減のための経過措置等も検討すべき」とされているが、具体的な制度設計やかかる経過措置等の詳細については、今後、電力・ガス基本政策小委員会や電力・ガス取引等監視委員会で必要な検討が行われることが予定されている。

(3) 環境価値

FIT 制度では、再エネ電気の環境価値は発電事業者ではなく賦課金を負担する全需要家に帰属するものと整理されてきた（費用負担調整機関が FIT 非化石証書を小売電気事業者に販売し、その収入を賦課金による国民負担の抑制に充てている。）。

これに対し、中間整理（主力電源化）では、FIP 制度が再エネ電源の電力市場への統合を目指すものであることを踏まえ、「再エネ発電事業者が自ら環境価値を相対取引又はオークションによって販売していく仕組みとすべき」と提言されている。

そして、その詳細設計に際しては、「非化石価値相当額が再エネ発電事業者自らの収入となることを踏まえた上でプレミアムの額を設定する等の留意が必要」と指摘されている。

5. FIT 制度の対象案件の限定

改正法の下では、FIP 制度との棲み分けの観点も含め、「特定調達対象区分等」（改正法 3 条 1 項）に該当する案件に限定する形で、従来の FIT 制度が引き続き存続する。つまり、新規案件についても、「特定調達対象区分等」に該当するものは、従来の FIT 制度を利用し得る。

いかなる案件が「特定調達対象区分等」に該当するかは、FIP 制度の対象案件と同様、調達価格等算定委員会の意見を尊重して経済産業大臣が告示で定めることとされている（同条 8 項、9 項）。従って、いかなる案件が FIT 制度の対象となるかも改正法には定められておらず、今後の議論を待つ必要がある。

この点、中間整理（主力電源化）では、需要地に近接して柔軟に設置できる電源（住宅用太陽光発電、小規模事業用太陽光発電 等）や地域に賦存するエネルギー資源を

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

活用できる電源（小規模地熱発電、小水力発電、バイオマス発電等）といった、いわゆる「地域活用電源」については、「当面は現行の FIT 制度の基本的な枠組みを維持していくことが適切」と提言されている。そして、こうした地域活用電源に該当するための要件（地域活用要件）について、自家消費型の電源（低圧事業用太陽光）と地域一体型の電源（高圧事業用太陽光、小水力発電、小規模地熱発電、バイオマス発電）に分け検討がなされている⁸。このうち、低圧事業用太陽光に関する地域活用電源については、既に 2020 年度の調達価格等算定委員会で詳細設計の議論がなされ、現行法の下で適用が開始されている。

IV. 系統整備に係る賦課金制度の創設

改正法では、再エネの導入拡大に必要な地域間連系線等の送電網の増強費用の一部を、再エネ特措法に基づき全国の需要家から徴収する賦課金で賄う制度が創設される。この改正は、再エネの主力電源化に向けて必要となる系統形成を、電源からの要請に都度対応する従来の「プル型」ではなく、一般送配電事業者や電力広域的運営推進機関等が再エネ等の電源ポテンシャルを踏まえた広域系統整備計画に基づき主体的に行う「プッシュ型」にて進めることを前提として、ただ、再エネ資源自体に地域偏在性がある一方で、再エネ拡大によりもたらされる便益は全国にもたらされることを踏まえて、主に地域間連系線を念頭に、系統増強費用の一部を、再エネ特措法上の賦課金方式（すなわち電気の使用量に応じた全国一律の需要家負担）で賄うことを目的とするものである。

改正法では、対象となる系統増強を行う一般送配電事業者等に支給される交付金を「系統設置交付金」と定義し、その金額や交付の方法等の大枠が定められているが、詳細は経済産業省令に委ねられている（改正法 28 条～30 条の 2）。

V. 廃棄費用の外部積立の原則義務化

改正法では、太陽光発電設備の解体・撤去・廃棄物処理（以下「廃棄等」という。）に必要となる費用（以下「廃棄等費用」という。）の積立を担保するため、事業用太陽光発電事業者につき、廃棄等費用の外部積立が原則義務化される。この改正は、既認定案件も対象となる。

⁸ このうち、バイオマスの地域活用要件については、燃料の長距離輸送が可能であることとの関係で特に議論があり得るところ、中間整理（主力電源化）では、「例えば、使用できるバイオマス燃料を発電所立地地点から一定距離の範囲内で産出されたものに限った場合、その要件によっては上記の内外無差別のルールに抵触する可能性が生じ得ることから、慎重な検討を行う必要がある」、「一方で、委員からは、内外無差別の原則に基づきつつ、例えば、ライフサイクル GHG 排出量の確認を行うことにより、結果として、レジリエンスの強化等につながるのではないかとの意見があった」等といった指摘がなされている。また、バイオマスの発電規模との関係では、2020 年度の調達価格等算定委員会において、「少なくとも 2022 年度に地域活用電源となり得る（地域活用要件が支援の要件となり得る）可能性がある規模は、10,000kW 未満とする」旨の意見が取りまとめられている。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

改正の背景としては、もとより発電事業者は廃棄物処理法等に従い自己の責任で適切に設備の廃棄等を行う法令上の義務を負う（FIT 制度の調達価格も廃棄等費用を織り込んで決定されてきた）ことを前提に、2018 年 4 月には廃棄等費用の積立てが努力義務から義務化されていたところ、それでも実際には十分な積立てが行われないケースが多かったという実態を踏まえ、より確実に廃棄等費用を確保するための手法が議論されてきたという事情がある⁹。

1. 外部積立制度の概要

改正法の下では、認定事業者は、経済産業大臣の指定する「積立対象区分等」に該当する発電設備により発電した電気を供給するときは、原則として、当該設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を「解体等積立金」として OCCTO に積み立てなければならない（15 条の 6 第 1 項～3 項）。かかる積立の不実施は、認定取消事由に当たる（15 条 4 号）。

対象案件（「積立対象区分等」）、積立金額の水準、期間・頻度といった制度の具体的内容は改正法には定められておらず、経済産業大臣の指定や経済産業省令の定めに従われている。もっとも、中間整理（廃棄費用）や中間整理（主力電源化）において具体的な制度設計が提言されており、今後、かかる提言に沿って制度決定されていくものと予想される。かかる提言の概要は、以下のとおりである。

外部積立制度に関する中間整理（廃棄費用）等の提言

項目	概要
対象案件 ¹⁰	10kW 以上の全ての太陽光発電の FIT 案件
積立方法	原則として、源泉徴収的な外部積立
積立水準・単価 ¹¹	調達価格等の算定において想定されている廃棄等費用を、設備利用率に応じて発電量当たりに換算（kWh ベース）

⁹ 以下で解説する積立制度のほか、中間整理（主力電源化）では、保険加入に関し、「太陽光発電事業者に災害時の備えを促すため、新規認定案件・既認定案件ともに、火災保険・地震保険等への加入を努力義務とすることとし、保険料の水準を含めた努力義務化の影響を見極めながら、今後、遵守義務化も検討すべきである」との提言がなされているが、この点は改正法では規定されていない。

¹⁰ 改正法上は、対象案件は「積立対象区分等」と定義されており、交付対象区分等（FIP 案件）及び特定調達対象区分等（FIT 案件）のうち、これらに該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等の適正かつ着実な実施を図る必要があるものを「積立対象区分等」として経済産業大臣が指定することとされている（15 条の 6 第 1 項）。

¹¹ 改正法上では、「解体等積立金」の額は、経済産業省令で定める期間ごとに、「認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量」に「解体等積立基準額」と乗じて得た額とされ、「解体等積立基準額」は「当該積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用の額及び再生可能エネルギー電気の供給の見込量を基礎として経済産業大臣が定める再生可能エネルギー電気一キロワット時当たりの額」と定義されている（15 条の 7 第 1 項）。「解体等積立基準額」は、経済産業大臣が毎年度定める（同条 2 項）。調達価格と同様、一度決定された「解体等積立基準額」も、著しい事情の変動が生じた場合等には、改定が可能とされる（同条 3 項）。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

積立期間 ¹²	調達期間終了前 10 年間
積立頻度	調達価格の支払・交付金の交付（現行制度では 1 か月ごと） と同頻度

対象案件について、「中間整理（主力電源化）」では、FIP 案件も源泉徴収的な外部積立を原則とする同制度の対象とする方向を軸に調整するとされており、改正法でも「積立対象区分等」は特定調達対象区分等 (FIT 案件) だけでなく交付対象区分等 (FIP 案件) からも指定され得ることとなっている（15 条の 6 第 1 項）。

積立方法について、改正法では、①特定契約又は一時調達契約により売電を行う事業者は、これらの契約先である電気事業者を経由する方法により（15 条の 6 第 3 項）、②供給促進交付金の交付を受ける事業者は、OCCTO が交付金額から積立金額を控除する方法により（15 条の 8）、それぞれ OCCTO に積立てを行うものとされている。

積立水準・単価について、中間整理（廃棄費用）では、以下のように提言されている¹³。

外部積立水準・単価に関する中間整理（廃棄費用）の提言

認定年度	非入札案件	入札案件
調達価格が決定済みの案件（2019 年度までの認定案件）	(A) 調達価格の算定で想定された水準（資本費の 5%）	(C) (A)を当該年度の調達価格で除して、入札の最低落札価格を乗じた額
調達価格が今後（2020 年度以降）決定される案件	(B) 調達価格等算定委員会で決定	(D) 調達価格等算定委員会で決定

2. 例外的な内部積立の許容

上記のとおり、廃棄等費用の確実な積立てのために外部積立が原則とされているが、一定の場合には、内部積立てを認めることにより、調達期間終了後も見越した長期安定発電に資するような発電設備の修繕等の再投資を機動的に実施しやすくなり、リプレース等により廃棄等が最小限化されることが期待される¹⁴。また、売電収入を唯一の引当てとしているプロジェクトファイナンスが既に組成されている案件等におい

¹² 改正法上では、「経済産業省令で定める期間にわたり」積立を行うものとされている（同条 2 項）。

¹³ なお、後述の内部積立ての対象案件については、中間整理（廃棄費用）の脚注 3 において、「内部積立ての対象案件は、調達価格に応じて、「調達価格の算定において想定された廃棄等費用（円/kW）」に「認定容量（kW）」を乗じた額以上を、調達期間終了までに積み立てなければならない。また、調達期間終了前 10 年間は、毎年、当該積立て総額を 10 年間で均等に分割して積み立てる場合に当該時点で積み立てておくべき額以上の額を、積み立てておかなければならない。ただし、有効数字の桁数については運用に向けて調整の可能性あり。」とされている。

¹⁴ 中間整理（廃棄費用）23 頁

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

ては、制度変更により新規に導入される外部積立てが当初想定していたキャッシュフローに与える影響は無視できない。そこで、中間整理（廃棄費用）において、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる事業者については例外的に内部積立てを認めることも検討するという方向性が示唆された。

これを受けて、改正法では、積立金額、積立方法その他経済産業省令に定める事項を発電事業計画に記載し（9条3項）、経済産業大臣の認定を受けたときは、内部積立が許容される（15条の11）ものとされた。既認定案件の場合は、上記の事項を発電事業計画に追加して、（変更認定の場合のように）経済産業大臣の追加の認定を受ける必要がある（10条1項、15条の11）¹⁵。

かかる認定を受けるための要件に関しては、改正法自体に具体的な定めは無く、経済産業省令に委ねられている（9条4項7号）。この点、中間整理（廃棄費用）では、以下のとおり内部積立を認める条件が詳細に提言されており、今後この提言に沿った制度設計がなされていくものと思料される。

内部積立を認める具体的条件に関する中間整理（廃棄費用）の提言

- (1) 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成し、これを公表すること
かつ、
- (2) 以下①～⑥をすべて満たしていること
 - ① FIT 認定における事業計画の再エネ発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物に該当すること
 - ② FIT 認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者に該当すること。ただし、認定事業者自身が発電事業者に該当しない場合でも、当該 FIT 認定発電設備が、電気事業法上、他の発電事業者の義務が及ぶことが明確な特定発電用電気工作物であるときも含む。
 - ③ 外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立てが予定されており、その公表に同意すること
 - ④ 定期報告（年1回）のタイミングにおいて、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用が積み立てられており、その公表に同意する案件。ただし、修繕等のために一時的に下回る場合には、原則1年以内に再び満たすこと
 - ⑤ 以下の(i)又は(ii)のとおりに、金融機関により廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認されていること、又は会計士により監査された所定の財務諸表が開示されていること
 - (i) 金融機関との契約により、各費用等の支払のための専用口座が開設さ

¹⁵ 15条の11では、9条「第4項の認定を受けた認定事業者」が内部積立の対象とされているが、14条1項において「第9条第4項の認定（第10条第1項の…追加の認定を含む。…第15条の11…において同じ。）」と規定されているため、既認定案件も10条1項に基づく追加の認定を受ければ内部積立の対象となることが分かる。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

れ、貸付契約時に定めた充当順位や条件に従った厳格な資金管理が義務付けられており、廃棄等のための積立金が専用口座で管理されていること

- (ii) (a)認定事業者が上場されている法人であり、かつ、財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されていること、又は(b)認定事業者と法律上、厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人が上場されており、かつ、当該他法人の財務諸表の中で発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されていること
- ⑥ 上記①～⑤の要件を満たさなくなる場合に、遅滞なく積立金を外部に積み立てることに同意していること

このうち(1)については、「例えば、調達期間終了後における再投資や発電事業継続に関する事項…など、長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成し、これを公表することを求めることが適切」と提言されており、一例ではあるものの、「調達期間終了後における再投資や発電事業継続」を行う計画であることが内部積立の要件となる可能性が示されているため、留意を要する。

(2)④では、原則1年以内に再び必要な積立水準を満たすことを条件に、修繕等により一時的に積立金を利用することが認められており、この点が外部積立と内部積立の大きな違いといえることができるが、流用可能な用途や回復の確認方法等の詳細運用が注目される点である。

なお、(2)⑤(i)に関しては、プロジェクトファイナンス案件を念頭に置くものであることが中間整理（廃棄費用）の本文中で明言されている。また、⑤(ii)(b)に関しては、中間整理（廃棄費用）の脚注において、「財務的・組織的一体性などの要件への当てはめについては、上場インフラファンドを含め、様々な事業形態が取られていることを踏まえて検討すべきであるという指摘があった」との注記がなされているところである。

VI. 認定失効期限の設定

改正法では、長期未稼働案件により空押さえされた系統容量を開放する観点から、経済産業大臣の認定について、認定後一定期間内に運転開始に至らない場合に認定を失効させる制度（以下「認定失効期限」という。）が新たに導入されている（14条2号）。かかる認定失効期限は、改正法下で新たに認定を取得する案件だけでなく、既認定案件にも適用されることが予定されていることが重要である。

長期未稼働案件については、2017年4月施行の改正再エネ特措法の下でも、みなし

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

認定の適用を受けられなかった案件の認定を失効させることや、期限までに運転開始に至らない場合には超過した期間分だけ調達期間を短縮させる（運転開始期限）等の種々の対策が講じられてきた。もっとも、かねてより、こうした対策によっても依然として大量の未稼働案件が存続していることに加えて、運転開始期限による調達期間の短縮だけでは、最終的に調達期間が満了するまで FIT 認定自体は存続するため、空押さえされた系統容量の開放にはつながらないこと等が指摘されてきた。改正法における上記制度の導入は、こうした指摘を背景としたものである。

認定失効に至るまでの具体的な期間については、改正法では、「認定を受けた日から起算して再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとに経済産業省令で定める期間」としか定められていない。そのため、この点も今後の議論を待つ必要がある。

この点、本法律案の閣議決定時の補足説明資料¹⁶では、従来の運転開始期限に一定期間を加える形で失効期限を設定することが示唆されており、一定の手がかりとなる。また、既認定案件に関しては、同資料において、「※既認定案件については、新制度開始後、十分な期間を確保した失効期限を適用することにより予見性を確保」と注記がされている。また、中間整理（主力電源化）では、「リードタイムの長い電源に配慮しつつ」新規認定案件と同様の対応を取るべきとの提言もなされているところである。国会審議においても、松山資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部長から「系統活用の実態というものを踏まえまして、他国の事例も踏まえながら、事業者の予見可能性を確保するための適切な猶予期間を設けた上で、なお事業を開始されない場合には認定を失効させる仕組みを導入する」と説明されている。

以上の認定失効期限の導入は、長期未稼働案件に大きな影響があるものと考えられ、今後の動向を注視する必要がある。

VII. 施行時期

本法律は、一部を除き、2022 年 4 月 1 日より施行される予定である（本法律附則 1 条）。

再エネ特措法改正に関連する経過措置としては、2022 年度における FIP 制度の基準価格等や FIT 制度の調達価格等などは 2022 年 4 月 1 日に定める旨（同 5 条）、FIP 制度の対象案件や基準価格等、FIT 制度の対象案件や調達価格等を定めるため、経済産業大臣は、本法律の施行前においても調達価格等算定委員会の意見を聴くことができる旨（同 6 条）が定められている。もっとも、これらのほか、本法律の施行に関し必要な経過措置は政令で定めることとされているため（同 11 条）、経過措置の全体像についても政令の規定を待つ必要がある。

¹⁶ <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200225001/20200225001-6.pdf>

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

Ⅷ. その他の重要な制度変更の動向（発電側基本料金制度）

再エネ事業者にとって関心の高いその他の重要な制度変更として、発電側基本料金制度の議論の状況についても、本稿脱稿（2020年6月22日）時点における公開情報の限りで整理しておく。

発電側基本料金制度は、従来小売電気事業者が負担していた託送料金について、系統利用者である発電事業者側にも、受益に応じた一定の費用負担を求めるものであり、2018年6月の電力・ガス取引監視等委員会「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ」の中間とりまとめにおいて、系統利用者である発電側に対して送配電関連費用のうち一部の固定費につき、電源種を問わず、kW単位の基本料金（発電側基本料金）として課金する¹⁷こと等が決定された¹⁸。

発電側基本料金が課された場合であっても託送料金の総額は不変であるため、発電側の負担額分、小売側の託送料金の負担が減額されることとなることから、発電側基本料金の導入による小売側の託送料金の減額分は、卸料金（発電側と小売側の取引価格）に適切に充当（小売側に転嫁）されるべきという基本的な考え方が提示されている。しかしながら、FIT電源については、発電側基本料金による追加コストを転嫁することが制度上困難であることを前提に、どのような場合に、どのような調整措置が必要か、調達価格等算定委員会等において議論するという方向で議論が進められていた。そして、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」の中間整理（第3次）（2019年8月）において¹⁹、①既認定案件に対する調整措置の要否の検討に当たっては、原則、制度上の利潤配慮がなされていないものについては調整措置を置くことを検討することとし、具体的な調整措置の要件や調整の程度については、例えば系統接続の初期費用負担の大きさ等も考慮要素としつつ、調達価格等算定委員会において議論を行う、②新規認定案件については、調達価格の算定や入札の上限価格の設定における発電

¹⁷ 発電側基本料金の水準については、簡易な試算結果として、150円程度/kW・月との金額が示されている。

¹⁸ なお、発電側基本料金を電源種を問わずに課すこととのパッケージとして、電源種ごとに傾斜が設けられていた系統接続時の初期費用の一般負担上限についてもkW一律に見直された。これにより2018年6月以降に接続契約申込みをした案件や同月以降に電源接続案件募集プロセスにおいて優先系統連系希望者が決定した太陽光や風力案件における系統接続時の初期負担は軽減されている。

¹⁹ なお、FIT認定を受けて既に適用される調達価格が確定している既認定案件への発電側基本料金の導入に当たっての同委員会での議論の視点としては、①調達価格の算定において、発電側基本料金は「事業が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」としては考慮されていないこと、②発電側基本料金は、一般負担上限額の見直しによる再エネ発電事業者の初期費用負担の軽減が発電側基本料金の導入とセットで講じられた措置であること、③発電側基本料金による後年度負担に調整措置を講じてしまうと単純な国民負担の増加となり、その負担が必要家に転嫁されるようなことはあってはならないこと、④利潤配慮期間の調達価格（調達価格が40円、36円、32円、29円の事業用太陽光発電を指す。）が適用されるFIT電源については、既に制度上十分な配慮がなされている一方で、当該期間後の調達価格が適用されるFIT電源は相対的に調整措置の必要性が高いこと、といった点が挙げられている。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

側基本料金の取扱いについて、調達価格等算定委員会において議論を行う、の二点が、「中間整理（第3次）アクションプラン」として示された。

その後、発電側基本料金の詳細については、2023年度の導入を目指し、主に電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において、システム開発に必要となる制度設計や容量市場等の制度改革に関連する事項を優先して、詳細設計に係る議論が進められているところであるが、2019年12月17日の第44回制度設計専門会合において、「制度上、調達価格が固定されているFIT電源についても、その調達価格とは別に価格を上乗せすることで転嫁することとしてはどうか。FIT電源に係る調整措置については…転嫁の考え方も踏まえ、調達価格等算定委員会でご議論いただくこととしてはどうか」という提案が事務局からなされた。そして、これを受けた同月27日の第53回調達価格等算定委員会においても、「他の電源と同様に、FIT電源についても転嫁を通じた調整が行えることとなった」ことを前提に、託送料金の減額分（全国平均0.5円/kWh）について、「賦課金による調整措置」についての検討・議論が行われている。これは、追加的に賦課金による調整措置を講じることにより、小売電気事業者からの円滑な転嫁を促して、より確実・十分な転嫁を実現していく、という考え方によるものであるが、他方、調整措置のために賦課金を活用することについては、短期的には小売電気料金が引き下がらない可能性もあり、電気利用に係る国民負担の増加を招きかねない、という問題意識も示されており、賦課金による追加的な調整措置を行うかどうか、また、行う場合にその対象・水準をどうするか²⁰といったことについては、慎重に検討すべきとの基本的な考え方が示されている²¹。

かかる事務局提案を受けた同日の調達価格算定委員会での議論においては、「小売電気事業者への公平な転嫁が重要」、「小売電気事業者に超過利潤が発生しないようにすべき」といった意見も出される一方で、「調整措置が講じられるべきとの議論自体が適切といえるのか」、「既認定案件への調整を賦課金により行うことは、将来の再エネ投資にブレーキをかける」、「そもそも小売電気事業者が転嫁による調整を行うこと自体本来当然ではない」、「国民負担の観点から賦課金による補填は困難」等として、「賦課金による調整措置」の導入に慎重な意見が多く出され²²、山内委員長は、「小売電気事業者を通じた調整措置については委員の理解が得られたが、賦課金による調整措置については、国民負担や投資の予見可能性の観点を踏まえ、改めて論点を整理し、議論を行うこととしたい」として、同日の議論を締めくくっている。

²⁰ 調整措置を行うとした場合の対象・水準の検討の観点としては、「利潤配慮期間の案件を含む適正な利潤、長期未稼働によるコスト低減、一般負担の上限見直しを踏まえた接続時の系統増強負担などの観点も含め、発電事業者の事業状況をきめ細かく見極めながら制度設計を行う」という考え方が示されている一方で、「制度が複雑になることを回避し、よりシンプルで公平な制度にすべく、対象にかかわらず一律に調整水準を設定するといった考え方」も示されている。

²¹ 賦課金による調整措置に関する論点のほか、送配電買取と小売買取の公平性やスポット価格上昇時の取扱いといった論点も示されている。

²² これらのほか、「利潤配慮期間の案件の調整措置について、利潤配慮期間であることだけを理由に調整が不要という議論にはならない」とする意見も出されている。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

この後、公表資料による限り、制度設計専門会合では発電側基本料金制度の詳細設計に関する議論は行われているものの、表立っては FIT 制度との調整方法についての議論はなされておらず、調達価格等算定委員会においても、上記 12 月の議論の後、深掘りする議論は行われていないようである。

国会審議では、発電側基本料金に関して、「制度設計次第では、設備利用率の低い再エネについて負担が増加することも事実であります。このため、私の考えでは、既存 FIT の事業者に対し、過度な負担が生じないように一定の配慮や工夫が必要である。さまざまな指摘や関係者の意見も踏まえながら、調整措置や水準に関する具体的な設計を始めとして、本制度のあり方についてしっかりと検討していくことが大事だという指示を出しております。」との答弁²³が梶山経済産業大臣からなされた。

そして、衆議院経済産業委員会では、本法律の可決に際し、「発電側基本料金制度の検討に当たっては、固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業者の状況を踏まえるとともに、再生可能エネルギー発電事業者が他の発電事業者と比較して著しく不利益になることがないよう、十分に配慮すること。」との附帯決議が付された。

利潤配慮期間の事業用太陽光発電案件を含め、既認定案件に対する調整措置の詳細についての議論は以上のとおりであり、今後、上記の答弁や附帯決議の方向で議論がなされるものと思われる。事業者は引き続き今後の議論の展開を注視する必要がある。

²³ 2020 年 5 月 20 日の衆議院経済産業委員会での発電側基本料金に関する梶山経済産業大臣の答弁の全文は、以下のとおり。

「発電側基本料金は、再エネ主力電源化に向けて必要となる送配電設備の増強や維持、運用を効率的かつ確実に進めていくとともに、再エネを含めた電源による効率的な系統利用を促進するために導入するものであります。このため、系統増強等によってメリットを受ける発電側にも、送配電設備の増強、維持、運用費用などの固定費について公平に負担を求めることとしております。

他方、制度設計次第では、設備利用率の低い再エネについて負担が増加することも事実であります。このため、私の考えでは、既存 FIT の事業者に対し、過度な負担が生じないように一定の配慮や工夫が必要である。さまざまな指摘や関係者の意見も踏まえながら、調整措置や水準に関する具体的な設計を始めとして、本制度のあり方についてしっかりと検討していくことが大事だという指示を出しております。

発電側基本料金の導入については閣議決定されているところでありますが、その適切な導入に向けて慎重かつ丁寧に検討を進めてまいりたいと思っておりますし、あとは、非効率な石炭火発等の関連も含めて、こういった制度でどうできるかということも含めて検討しているところであります。」

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

IX. 結び

今回の改正は、再エネ特措法の制定時に規定された附則²⁴に基づく同法の抜本的な見直しの結果であり、言うまでもなく、再エネ特措法の下での過去最大の制度改正である。改正法の内容は、今回紹介したとおりであるが、今後、施行規則やガイドラインに規定される制度詳細が明らかにされていき、再エネに関連するその他の制度変更の検討も並行して進められることから、これらの動向を注視する必要がある。当職らは、引き続きこれらの動向をフォローし、再生可能エネルギーに関わる事業者や融資金融機関・投資家の皆様に有益な情報・アドバイスを提供していく所存である。

<執筆担当>

弁護士 小林 卓泰
TEL. 03 5223 7768
takahiro.kobayashi@mhm-global.com

弁護士 石川 直樹
TEL. 03 5220 1815
naoki.ishikawa@mhm-global.com

弁護士 岡谷 茂樹
TEL. 03 5220 1862
shigeki.okatani@mhm-global.com

弁護士 村上 祐亮
TEL. 03 6266 8704
yusuke.murakami@mhm-global.com

弁護士 山路 諒
TEL. 03 6213 8126
ryo.yamaji@mhm-global.com

²⁴ 政府は、この法律の施行後平成三十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の抜本的な見直しを行うものとする。（再エネ特措法附則 2 条第 3 項）

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

セミナー情報

- セミナー 『第 4293 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～発電所プロジェクトの最新実務動向や法改正の影響も踏まえて～」』
開催日時 2020 年 8 月 5 日（水）13:30～16:30
講師 末廣 裕亮
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『洋上風力発電プロジェクトの最前線の実務～最新の規制動向を踏まえた入札対応と実例に基づく事業開発・ファイナンスのノウハウ～』
開催日時 2020 年 7 月 15 日（木）13:30～16:30
講師 村上 祐亮、市村 拓斗
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を含め、セミナーに関する情報については、主催者のウェブサイト等をご確認ください。

NEWS

- **新型コロナウイルス感染症への対応について**
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を受け、当事務所では[こちら](#)の対応を実施しております。

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集**
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com